

(平成29年3月7日提出)

平成29年2月議会定例会議案
(平成29年度分追加)

新 潟 市

平成29年2月議会定例会議案（平成29年度分追加）

目 次

| | | |
|--------|---|---|
| 議案第43号 | 新潟市国民健康保険条例の一部改正について | 1 |
| 議案第44号 | 新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について | 3 |
| 議案第45号 | 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について | 6 |
| 議案第46号 | 新潟市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について | 8 |

議案第 4 3 号

新潟市国民健康保険条例の一部改正について

新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 9 年 3 月 7 日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新潟市国民健康保険条例（昭和 3 4 年新潟市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 項中「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項又は第 1 5 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「に該当する」を「の適用がある」に、「附則第 3 5 条の 2 第 6 項」を「附則第 3 5 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 3 5 条の 3 第 1 5 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 3 5 条の 2 の 2 第 5 項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項若しくは第 1 5 項又は第 3 5 条の 3 第 1 1 項」を「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 5 項又は第 3 5 条の 3 第 1 3 項若しくは第 1 5 項」に改め、「附則第 3 5 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 1 4 4 号）第 8 条第 2 項（同法第 1 2 条第 5 項及び第 1 6 項第 2 項において準用する場合を含む。第 1 7 条第 1 項第 1 号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項（同法第 1 2 条第 6 項及び第 1 6 条第 3 項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第 1 7 条第 1 項第 1 号中「、また」を削り、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項又は第 1 5 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「附則第 3 5 条の 2 第 6 項」を「

附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項」を「附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項」に改め、「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額」を加え、同項第2号中「265,000円」を「270,000円」に改め、同項第3号中「480,000円」を「490,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第10条第1項及び第17条第1項第1号の改正規定並びに次項の規定は公布の日から、その他の規定は平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の新潟市国民健康保険条例の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 4 4 号

新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 9 年 3 月 7 日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 4 年新潟市条例第 7 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「及び第 5 0 条」を「，第 5 0 条及び第 7 3 条」に改める。

第 7 3 条第 1 項第 1 号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

児童指導員，保育士又は学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者，同法第 9 0 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者，通常の課程による 1 2 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって，2 年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したものの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員，保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が，次のア又はイに掲げる障がい児の数の区分に応じ，当該ア又はイに定める数以上

第 7 3 条第 2 項及び第 5 項中「指導員又は保育士」を「児童指導員，保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め，同条中第 6 項を第 7 項とし，第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 第 1 項第 1 号の児童指導員，保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は，児童

指導員又は保育士でなければならない。

第77条の次に次の1条を加える。

(情報の提供等)

第77条の2 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障がい児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、次条において準用する第27条第3項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障がい児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

(1) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障がい児及びその保護者の意向、障がい児の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

(2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

(3) 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況

(4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

(5) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障がい児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

(6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

(7) 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善

の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第78条中「から第51条まで」を「, 第50条, 第51条」に改める。

第79条第1項第1号中「指導員又は保育士」を「児童指導員, 保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め, 同条に次の1項を加える。

3 第1項第1号の児童指導員, 保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は, 児童指導員又は保育士でなければならない。

第81条中「から第51条まで」を「, 第50条, 第51条」に, 「及び第77条(第1項を除く。)」を「, 第77条(第1項を除く。) 及び第77条の2」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は, 平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の第73条に規定する指定放課後等デイサービス事業者については, 改正後の第73条の規定にかかわらず, 平成30年3月31日までの間は, なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に改正前の第79条に規定する基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者については, 改正後の第79条の規定にかかわらず, 平成30年3月31日までの間は, なお従前の例による。

議案第 4 5 号

**新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準に関する条例の
一部改正について**

新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 9 年 3 月 7 日提出

新潟市長 篠田 昭

**新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例**

新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 4 年新潟市条例第 8 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 9 条に次の 1 項を加える。

3 指定就労継続支援 A 型事業者は，就労の機会の提供に当たっては，利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに，その希望を踏まえたものとしなければならない。

第 1 8 0 条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め，同項を同条第 5 項とし，同条中第 3 項を第 4 項とし，第 2 項を第 3 項とし，第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 指定就労継続支援 A 型事業者は，生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が，利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第 1 8 0 条に次の 1 項を加える。

6 賃金及び第 3 項に規定する工賃の支払いに要する額は，原則として，自立支援給付をもって充ててはならない。ただし，災害その他やむを得ない理由がある場合は，この限りでない。

第 1 8 4 条の次に次の 1 条を加える。

(運営規程)

第184条の2 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第180条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には、当該障がいの種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項

第185条中「第88条から」の次に「第90条まで、第92条から」を加え、「第185条において準用する第91条」を「第184条の2」に改め、「第91条中「第94条」とあるのは「第185条において準用する第94条」と」を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 46 号

新潟市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

新潟市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 3 月 7 日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

新潟市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年新潟市条例第 82 号）の一部を次のように改正する。

第 71 条の次に次の 1 条を加える。

（運営規程）

第 71 条の 2 就労継続支援 A 型事業者は、就労継続支援 A 型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- （1） 事業の目的及び運営の方針
- （2） 職員の職種、員数及び職務の内容
- （3） 営業日及び営業時間
- （4） 利用定員
- （5） 就労継続支援 A 型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- （6） 就労継続支援 A 型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第 79 条第 3 項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- （7） 通常の事業の実施地域
- （8） サービスの利用に当たっての留意事項

(9) 緊急時等における対応方法

(10) 非常災害対策

(11) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には、当該障がいの種類

(12) 虐待の防止のための措置に関する事項

(13) その他運営に関する重要事項

第78条に次の1項を加える。

3 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第79条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第84条中「、第36条」を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。